



発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………一
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
……………（同）……………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（二件）……………四
……………（主税局課税部課税指導課）……………四
- 開発行為に関する工事完了……………五
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………五
- 令和二年三月三十日付雑報……………五

公告

告示

●東京都告示第七百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」とい

う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月十九日

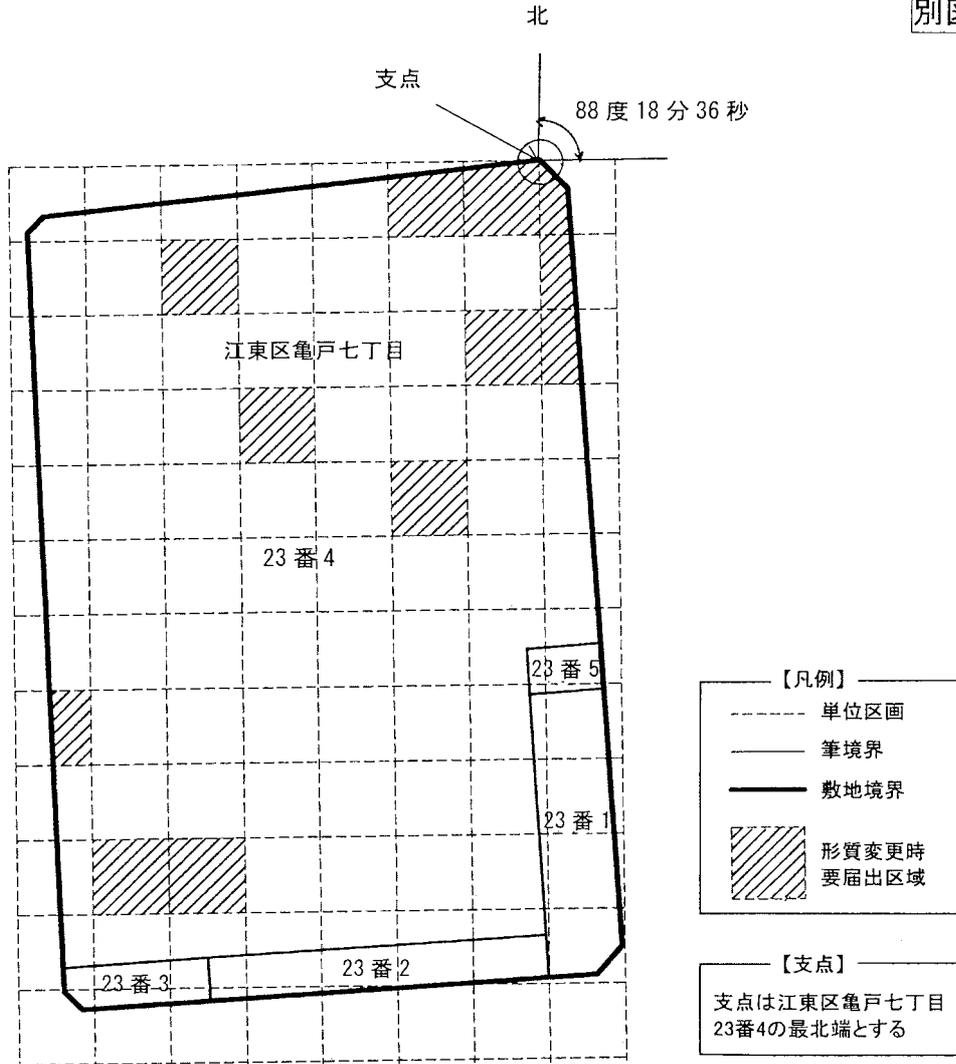
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区亀戸七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度 (88度 18分 36秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百四十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

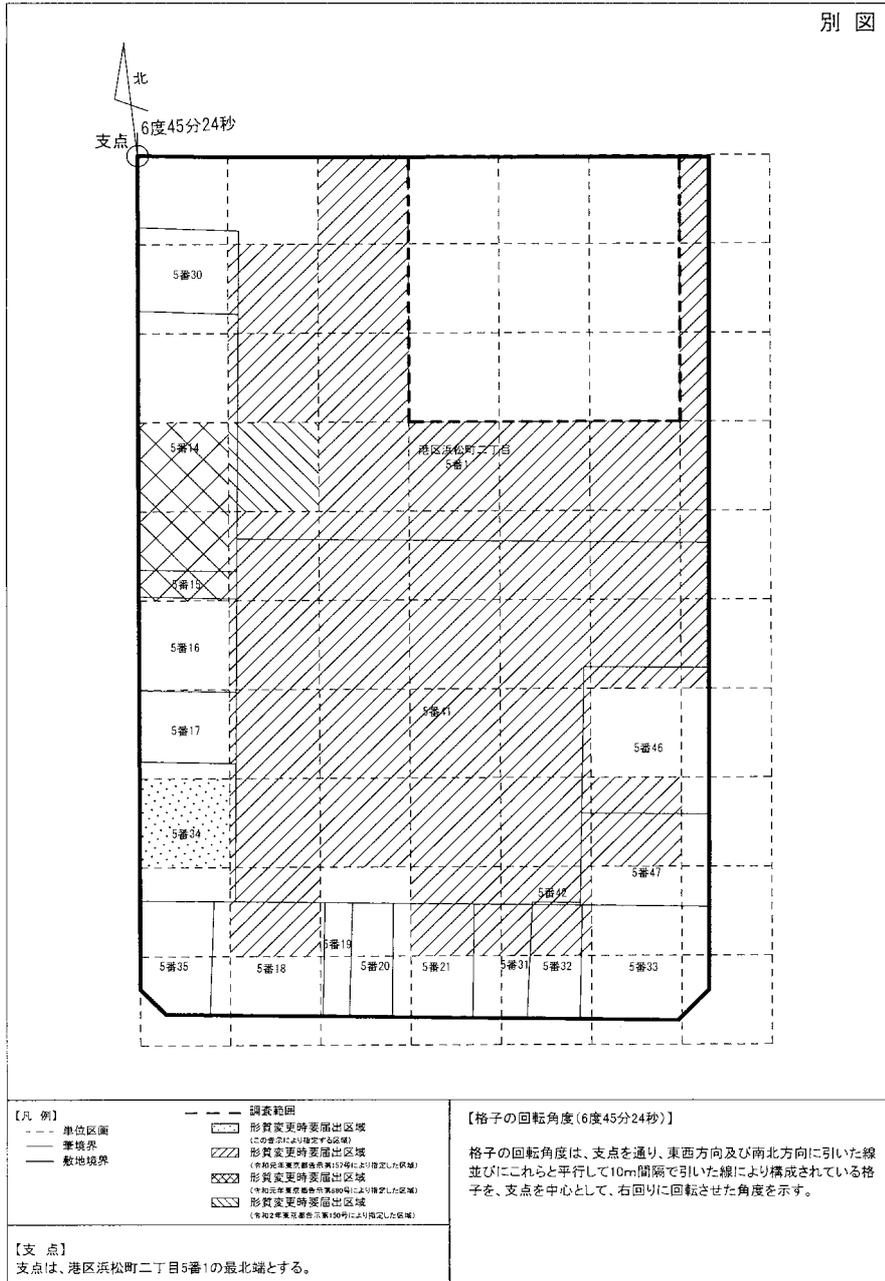
令和二年五月十九日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第七百四十八号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第六百七十七
 号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条
 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
 次のとおり告示する。

令和二年五月十九日

東京都知事 小 池 百合子

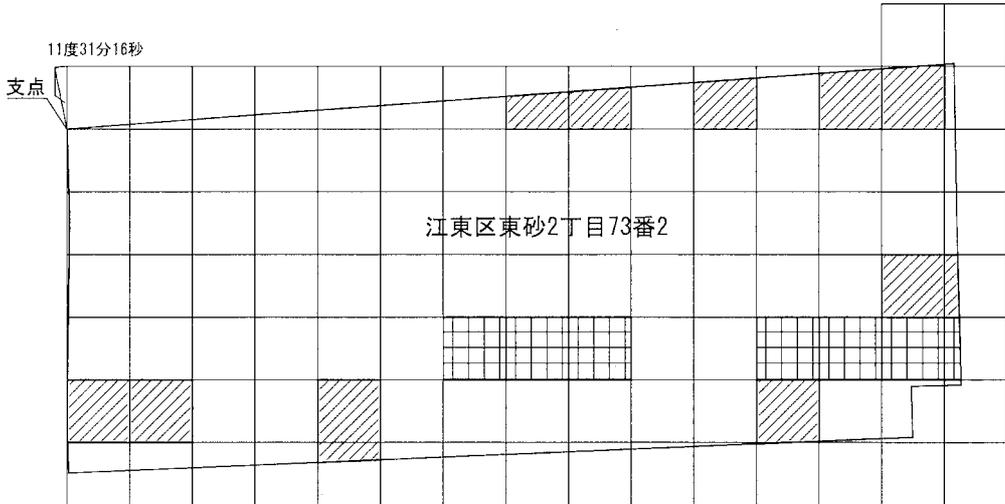
一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区東砂二丁
 目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
 に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びそ
 の化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、江東区東砂2丁目73番2の最北端とする。

【格子の回転角度（11度31分16秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
 四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
 条例第五十六号）第一百三十六条の六第二項の規定により、特約
 業者の指定を次のとおり取り消した。

令和二年五月十九日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
 名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
 株式会社 志賀 彰男 中央区京橋三丁目 令和二年一月
 三幸 十一番四号 三十一日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
 四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
 条例第五十六号）第一百三十六条の六第二項の規定により、特約
 業者の指定を次のとおり取り消した。

令和二年五月十九日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
 名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
 有限会社 相原 正成 練馬区北町八丁目 令和二年二月
 相安商店 十七番六号 二十八日

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和二年五月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

日野市平山五丁目四十一番六
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

正 誤

○令和二年三月三十日付雑報

ページ一段一行一誤一正

四下
一
東京都職員共済 東京都職員共済
組合告示第三号 組合告示第一号

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

